

# 「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」共同利用実施要領

平成28年3月29日  
観光推進課

## 1 趣旨

MIYAZAKI FREE Wi-Fiの共同利用について定める。

## 2 共同利用の内容

次の各要件を満たすAPを設置する場合、「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」または「MIYAZAKI FREE Wi-Fi Lite」の、SSID及びロゴ（別添）の共同利用を可能とする。

なお、共同利用するSSID及びロゴの著作権は、全て宮崎県に帰属する。

また、利用状況データは宮崎県により全て把握する。

### (1) MIYAZAKI FREE Wi-Fi

「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」の共通認証サーバを利用して設置するAP

### (2) MIYAZAKI FREE Wi-Fi Lite

九州フリーWi-Fiプロジェクトにより採用している接続アプリにより認証できるAP

## 3 共同利用の届出

共同利用を希望する団体等は、共同利用届出書（別紙様式1）を宮崎県観光推進課長（以下「県」という）にあらかじめ提出しなければならない。

## 4 届出の受理

県は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、本県の外国人観光客受入環境整備に寄与すると認めるときは、届出を受理する。

## 5 共同利用の要件及び制限

共同利用の届出をする者は、外国人観光客の受入に関する取り組みを実施する観光関連施設（観光施設、交通施設、商業施設、飲食施設等）の管理者等とする。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、県は届出を受理しないものとする。

### (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

### (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者である場合

### (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係

を有する者である場合

(4) その他、県が適当でないと認められる場合

## 6 利用上の遵守事項

届出が受理された者は、前項を引き続き遵守することとする。

## 7 変更の届出

利用者が届出内容を変更する場合、変更届出書（別紙様式2）を県に提出しなければならない。

## 8 停止の届出

利用者が利用を停止する場合、廃止届出書（別紙様式3）を県に提出しなければならない。

## 9 共同利用の県による停止

利用者が第4項の制限のいずれかに該当した場合、県は共同利用を停止することができる。

## 10 損失補償等の責任

県は共同利用したことによる損失補償等について、一切の責任を負わない。

## 11 その他

以上のほか、必要な事項は県が別に定める。